



第358号  
2023年11月24日

愛教労NEWS

愛知県教職員労働組合協議会

# 給与改定！県教委が最終提示！

|      |                                                          |
|------|----------------------------------------------------------|
| 給料表  | 人事委員会が勧告した給料表に改定する。                                      |
| 期末手当 | 6月期及び12月期支給割合をそれぞれ1.225月分(再任用職員にあっては、それぞれ0.6875月分)に改める。  |
| 勤勉手当 | 6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ1.025月分(再任用職員にあっては、それぞれ0.4875月分)に改める。 |

- 1 給与改定については、人事委員会の報告・勧告を踏まえ、次の通り実施することとしたい
- 2 再任用職員については、国に準じた制度としており、引き続き国の動向を注視していきたい。
- 3 長時間労働の是正については、積極的な取組を実施しているところであり、引き続き、時間外在校等時間の縮減に向けて取組を進めていきたい。

5回に及んだ交渉では、主に長時間労働の是正について議論が交わされました。県教委は時間外労働等の縮減の積極的な施策が具体的にどのようなものか、以下のように回答しました。

- ① 県下一斉ノー残業デーの設定。
- ② 教員勤務実態把握のモデル校を指定。市町村で10校、県立学校で10校、計20校を抽出。

ノー残業デーは設定されているだけで、現場での実施状況は検証されていません。事実上呼びかけのみに終わっているところがほとんどです。業務の縮減がどれほど進んでいるのかについては、明確な回答は得られませんでした。

モデル校指定は抽出の方法についても明確な回答はなく、数字として勤務実態を把握するのみで終わっているのではないかと組合側が指摘。組合からは、県教委が具体的な働き方是正の方法を示すよう求めました。

新たな業務として尾張旭市のフッ素洗口について、愛教労が質したところ、県教委は「瀬戸保健所から尾張旭市教委への依頼で実施している。保健体育科として関知しているが、詳細は把握していない。」という不明瞭な回答でした。

若い世代の賃金は一定あげられたものの、一定の年齢(55才)に達したら昇給はなく、定年延長すれば7割の賃金で同一労働となる。このような賃金体系の働き方で、教員という職業の魅力が発信できるのか、疑問が残る確定交渉となりました。

事務所住所：〒460-0011 名古屋市中区大須4-10-26

大須土方ドリームマンション 801

TEL：052-242-4474

FAX：052-242-2938

Mail：aichi@aikyourou.jp

URL：http://www.aikyourou.jp/

HPはこちら



戦争反対！

#NO WAR

暴力反対！

#STOP WAR

